

(公印省略)

長福第7550号

令和6年3月28日

介護保険サービス事業所 各位

大分市福祉保健部長寿福祉課長

令和6年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

令和6年度介護報酬改定について、令和6年4月1日以降新たに介護給付費算定に係る体制等に関する届出を行う場合の取扱いについて御案内します。

つきましては、本通知の内容をご確認のうえ、事務処理に遺漏のないよう御留意ください。

記

1 報酬改定の内容

次のホームページに掲載されている資料をご確認ください。

令和6年度介護報酬改定について（厚生労働省特設ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

2 加算の届出について

次の資料をご覧ください。

(1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について

(介護保険最新情報 Vol. 1214)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001227802.pdf>

(2) 介護給付費算定の届出等に係る留意事項について（WAMNET）

https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2024/0327195945195/20240329_120.pdf

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定の届出等に係る留意事項について

https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2024/032720041018/20240329_208.pdf

3 届出対象事業者

令和6年4月1日以降新設の加算等を算定する事業者及び現在算定中の加算等を変更する事業者

※新たに減算が設けられたサービスの事業所、6月以降介護職員等処遇改善加算を算定する事業所は必ず届出が必要です。

※処遇改善加算等について別途通知を行います。

4 提出期限

令和6年4月15日（月）必着

※4月施行・6月施行分に関する取扱いは「令和6年度介護報酬改定に関する事前周知（令和6年3月12日長福第7168号）」をご覧ください。

5 提出書類

(1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

(2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

※新様式を使用すること

※体制等状況一覧表には、既届出済のものも含め、全ての項目に記入すること。

あわせて、今回新たに届け出る（または変更する）項目には、届出書の特記事項の「変更前」「変更後」に変更項目を記載すること。

(3) 添付書類

※大分市ホームページ「加算等の届出について」をご覧ください。

(4) 提出方法

持参、郵送、メール

※メールの件名（例）：加算届（訪問介護、通所介護、居宅支援）

6 その他留意事項

(1) 提出された届出書は、提出順に審査し、審査上で疑義が生じた場合は、担当職員より連絡します（件数が多いため、連絡までに時間を要する場合があります）。補正が生じた場合は、すみやかに対応してください。

(2) 今回の届出にあたっては、報酬告示、報酬告示に関する通知等を御覧になり、算定要件を確認の上、提出してください。

(3) 届出が不要な加算等も改正されていますので、必ず算定要件を確認ください。

(4) 加算等の届出がない場合の取扱いについては、原則、新たに設定される加算等については、「なし」あるいは「対応不可」とし、また、現在算定中の加算については、変更がないものとして取り扱います。

(5) 届出書類の受理後であっても、今後示される厚生労働省からの通知等により、取扱いを変更し、追加の書類等を求める場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(6) 算定要件等に関する質問については、大分市ホームページ「令和6年度介護報酬改定情報」に掲載の「質問票」によりお願いします。

提出先

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

大分市福祉保健部長寿福祉課事業推進担当班
メール：cyouzyufukusi2@city.oita.oita.jp